

**警察権力による市民の表現活動に対する弾圧に強く抗議し、
憲法第21条第1項で保障された街頭での表現活動の自由を侵害する
不当な干渉・制限に対し断固としてたたかうことを誓う決議**

1 近年、警察が市民の街頭宣伝に不当に干渉し、妨害するという深刻な事件が発生している。

和歌山県では、和歌山県警察本部長が2009年4月28日付交規第41号『道路使用許可等取扱要領の制定について』を発令し、これ以降、車両に拡声器を備え付けて走行する行為について、「走行街宣」と「停止街宣」に区別し、別々に道路使用許可が必要であるとの運用に変更した。そして、「走行街宣」として道路使用許可が出される場合には、「駐車又は停止して街頭宣伝を行わないこと」との許可条件が付されるようになった。

また、群馬県警も、2012年5月下旬より、車両に拡声器を備え付けて走行する広報宣伝行為について、「走行宣伝」と「停止宣伝」に区別し、別々に道路使用許可が必要であるとの運用に変更した。さらに、群馬県警は、2013年7月19日以降、単に拡声器を使用するだけの広報宣伝行為についても道路使用許可が必要との考えを示し、市民団体による拡声器を使用した街頭宣伝に干渉し、妨害をするようになった。同年8月22日には、市民団体が拡声器を使用して街頭宣伝を行っていたところ、12名もの警察官が大挙して現場にあらわれ、「細則に書いてあるから許可をとれ。」などと述べて干渉し、これに従わずに市民団体が街頭宣伝を行っているとして「警告する。」などと述べて、街頭宣伝を行う市民を無断で写真撮影したり、ビデオ撮影したりするなどした。同年9月27日にも市民団体が拡声器を使用して街頭宣伝を行っているとして、10名の警察官が現場に臨場して、「あなたたちだけが許可をとっていない。」などと述べて街頭宣伝に干渉し、街頭宣伝の間、市民団体を取り囲み続けるなどして街頭宣伝を妨害した。このような警察による街頭宣伝に対する妨害行為は、2013年7月19日から2015年10月15日にかけて確認されただけでも17回発生した。

2 しかし、拡声器を使用して行う街頭での広報宣伝行為や、拡声器を使用しながら車両を走行させる行為は、憲法第21条第1項の表現の自由の保障を受けることは論を待たない。

有楽町駅前ピラマキ事件東京高裁判決（東京高判昭和41年2月28日）は「法第77条第1項第4号の規定により公安委員会が定めた行為であっても、一般にそれが法にいわゆる一般交通に著しい影響を及ぼすような行為に該当すると解することができなければ、法定の要許可行為となら」ず、「『一般交通に著しい影響を及ぼす』というこ

とが意味する一般交通に与える支障の程度については・・・相当高度のものを指すと解さなければならない。」と判示した。また、東金国賠訴訟事件千葉地裁判決（千葉地判平成3年1月28日）も「通常の方法で行うビラ配布行為は、道交法77条1項4号、施行細則119号に該当しないことが明らかである」と判示した。この東金国賠訴訟事件千葉地裁判決を受け、道路交通法第77条第1項第4号と街頭宣伝活動の問題は、国会においても取り上げられ、1991（平成3）年3月15日の参議院地方行政委員会における諫山博参議院議員の「ビラ配りを弾圧したという問題で、第一線の警察官が誤った認識を持っているのではないか。ビラ配りはいかなる場合でもすべて許可を要するものだと誤解しているんじゃないかという問題について、何らかの指導をお願いしたいけれども、いかがでしょうか。」との質問に対し、鈴木良一警察庁長官は「ビラ配りの点につきましては、東金事件の判決があるわけですから、これに基づきまして警察官をよく指導、教養してまいりたい、かように考えております。」と回答している。

したがって、上記各警察によって干渉や妨害を受けた市民団体の街頭での宣伝活動はいずれも道路交通法第77条第1項第4号の道路使用許可は要件とはならず、同許可がないことを理由に行われた上記各警察の行為は、不当な干渉・妨害行為というほかない。この各警察の行為は、憲法21条第1項に違反し、市民の表現の自由を著しく侵害するものであって、断じて許されない。

- 3 自由法曹団は、警察権力による市民の拡声器を使用した広報宣伝行為や演説など広く街頭での表現活動に対する弾圧に対し強く抗議し、表現活動に対する干渉・制限に対し、断固としてたたかうことをここに誓う。

2017年5月22日

自由法曹団

2017年群馬・磯部5月研究討論集会